

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 5 月 2 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求について、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求は、東京都監査委員が令和 2 年 3 月 1 8 日付けで受け付けた住民監査請求（以下「前回請求」という。）に対し、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法であるため監査を実施しない旨、令和 2 年 4 月 2 8 日付 2 監総第 8 9 号にて東京都監査委員が通知したことを不服として、監査請求書の記載の再構成と事実証明書の追加添付を行い、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を新たに求めて、前回請求と同一の請求人から提出されたものである。

本件請求において、請求人は、前回請求と同様、東京都下水道局が発注した下水道管路内調査工において、談合による不公正な落札業者の選定や手抜き調査等が行われ、都民に損害が及んでいるとして、当該談合グループの解体や調査の精度向上等の改善措置などを求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員

について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求人が法第252条の43に規定する個別外部監査契約に基づく監査を求めた場合、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、当該監査請求が適法な請求として要件を備えている場合に限り監査委員が行うものである。

(1) 本件請求において請求人が主張する「違法な財務会計行為」について

請求人は本件請求において、下水道管路内調査工における談合等があったとして3項目の「違法な財務会計行為」を列挙し、必要な措置を求めているが、その内容の概要は以下の通りと解される。なお、当該3項目の「違法な財務会計行為」のうち下記ア「項目1」は前回請求における告発「2項」、下記イ「項目2」及びウ「項目3」は前回請求における告発「1項」「3項」「5項」の内容にそれぞれ符合するものと解される。

ア 項目1「低レベルミラー方式調査による、維持補修の無駄遣い」について（カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの）

ミラー方式管路内調査工において、請負事業者が成果品を提出しなかったことや仕様書に定められた洗浄を行わずに調査を行ったことに伴う瑕疵担保責任が履行されておらず、維持補修に係る無駄な費用を発生させている。

イ 項目2「低額落札談合（平成22年度から平成26年度）と高額落札談合（平成27年度から平成30年度）及び令和1年度物品等級準位の悪用で談合グループ落札より未洗浄等による違反行為」について（カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの）

ミラー方式管路内調査工の入札に際して、談合グループは、平成22年度から平成26年度に、新規ミラー調査会社の参入排除を目的として低価格で落札し、独占禁止法違反に該当する不公正な行為を行い、平成27年度から平成30年度には、協議により落札業者を決め、高落札できるように入札金額を調整して落札させるなどの不公正な行為を行った。また、東京都下水道局は、令和元年度、指名競争入札参加者の選定に際して「等級順位Bランク」中高位業者を指名し、談合グループに集中するよう指導してCランク業者を排除する行為を行い、事業発注において不公正に落札業者を選定するなどした。

ウ 項目3「最終 令和2年2月13日「談合告発書」記載事項を放棄した責任」について（カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの）

請求人は、令和2年2月13日付けで東京都知事及び東京都議会公営企業委員会委員長宛てに、ミラー方式管路内調査工に係る談合の告発等を内容とする談合告発書を提出したが、東京都はこの告発を放置した。

(2) 上記の「違法な財務会計行為」に係る住民監査請求の適格性について

法第242条第1項は、住民監査請求対象事項を財務会計上の行為に限定し、住民に対し、「その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当」であり、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し」（平成2年6月5日最高裁判決同旨）、その際には「住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度」であることを要する（平成16年11月25日最高裁判決同旨）。

ア 項目1について

本件請求では、提出された監査請求書及び事実証明書の記載等から、下水道管路内調査工において、請負事業者の瑕疵担保責任が履行されていないとされる事案を他の事項から区別して個別的・具体的に特定することは極めて困難であり、いかなる財務会計上の行為が請求対象行為であるかが認識できる程度に摘示されているとはいえない。

イ 項目2及び項目3について

本件請求では、提出された監査請求書及び事実証明書の記載等から、下水道管路内調査工において談合が行われた、或いは不当な目的で不公正に落札業者が選定されたとされる事案を他の事項から区別して個別的・具体的に特定することは極めて困難であり、いかなる財務会計上の行為が請求対象行為であるかが認識できる程度に摘示されているとはいえない。

以上から、本件請求において請求人が主張する3項目の「違法な財務会計行為」は、請求対象事項としての適格性を欠いており、よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査について

本件請求について、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであり、本件請求はこれに該当しない。